

平成29年第3回定例会会議録（第6号）

平成29年9月29日

○出席議員（25名）

1番	阿部真一君	2番	竹内善浩君
3番	安部一郎君	4番	小野正明君
5番	森大輔君	6番	三重忠昭君
7番	野上泰生君	8番	森山義治君
9番	穴井宏二君	10番	加藤信康君
11番	荒金卓雄君	12番	松川章三君
13番	萩野忠好君	14番	市原隆生君
15番	国実久夫君	16番	黒木愛一郎君
17番	平野文活君	18番	松川峰生君
19番	野口哲男君	20番	堀本博行君
21番	山本一成君	22番	三ヶ尻正友君
23番	江藤勝彦君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	猪又真介君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	監査委員	高森克史君
総務部長	檜山隆士君	企画部長	悴田浩治君
観光戦略部長	田北浩司君	経済産業部長	松永徹君
生活環境部長	伊藤守君	福祉保健部長 兼福祉事務所長	大野光章君
建設部長	狩野俊之君	共創戦略室長	原田勲明君
消防長	河原靖繁君	教育参事	湊博秋君
水道局次長 兼管理課長	三枝清秀君	財政課長	安部政信君

○議会事務局出席者

局長	檜垣伸晶	次長兼議事総務課長	挾間章
補佐兼総務係長	河野伸久	補佐兼議事係長	浜崎憲幸
補佐	佐保博士	主査	安藤尚子
主査	佐藤英幸	主査	矢野義明
主事	橋本寛子	速記者	桐生能成

○議事日程表（第6号）

平成29年9月29日（金曜日）午前10時開議

- 第1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第2 議第96号 別府市一般会計補正予算（第3号）について
- 第3 議第84号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議第85号 別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第4 議第86号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
議第87号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第5 議第88号 別府市人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第89号 別府市人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
議第90号 別府市人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第6 議第91号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議第92号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議第93号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議第94号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議第95号 別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 第7 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第10号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について
報告第11号 市長専決処分について
- 第8 議員提出議案第7号 由布市に予定されている「(仮称)ポートルースチケットショップ由布」設置に反対する決議
- 第9 議員提出議案第8号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

議員提出議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程追加 議長辞職の件
議長の選挙
第10 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10（議事日程に同じ）
日程追加 議長辞職の件
議長の選挙

午前 10 時 00 分 開会

○議長（堀本博行君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告願います。

（観光建設水道委員会副委員長・小野正明君登壇）

○観光建設水道委員会副委員長（小野正明君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 3 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

産業政策課関係では、別府リサーチヒル 2 区画の売り払いに伴う土地売り払い収入や、リサーチヒルの区画を分譲条件と異なった業種の企業に売り払うことに伴う、大分県からの利子補給金補助に対する県返納金を計上しているとの説明がなされました。

農林水産課関係では、ことし 6 月に新たに就農しました青年就農者に対する給付金を計上しており、この給付金に対する県の補助率は 100%であるとの説明がなされました。

温泉課関係では、市営田の湯温泉の土地の一部が借地であり、その土地を購入する費用及び市営別府海浜砂湯について、砂湯の拡張に対し民間活力を用いて事業の可能性を検討するサウンディング調査に必要な資料作成等の費用を計上しているとの説明がなされました。

委員からは、「海浜砂湯は P F I など民間活力の導入が前提と聞いているが、収益性の高い施設であり、建設費などを考慮しても直営することも可能ではないか」との質疑や、「民間の意見を聞いて市場調査をすることも理解できるが、別府市として規模や運営方針などの基本構想を持つておくことが重要である」との意見がなされ、当局からは、「どういう機能が求められるかなどは市場調査を活用するが、その結果をもとに規模や施設の内容を決定していく中で、直営・民間の選択も含めて検討していきたい」との説明がなされました。

さらに委員からは、「施設の仕様を決定する際には、障がいのある人や高齢者、L G B T などの性的少数者などにも配慮することを要望する」などの意見がなされた次第であります。

都市整備課関係では、べっぶの海辺にぎわい創生に要する経費について、国土交通省の「先導的官民連携支援事業補助金」の交付決定がなされたことによる財源補正を計上しているとの説明がなされました。

建築指導課関係では、住宅等耐震診断・耐震改修等に要する経費において、昨年の震災以降、防災・減災の機運の高まりにより補助の申請が増加している、木造住宅の耐震改修に対する補助金の追加額を計上しており、また、歳入として事業費の 75%に当たる国・県補助金を予算計上しているとの説明がなされました。

採決におきましては、議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計予算（第 2 号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 65 号平成 29 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

公営競技事務所から、ナイター、ミッドナイト競輪を開催することに伴う経費の追加額や、平成 28 年度予算の実質収支額が確定したことによる繰越金や予備費の減額を計上しているとの説明がなされ、委員からは、「九州の競輪場では別府の売上額が最も低いが、

他都市はナイター、ミッドナイト競輪を開催することで売り上げを伸ばしている。ナイター、ミッドナイト競輪は周辺の市民に迷惑をかけることもあるかもしれないが、そこは地域の人と連携するなど丁寧に対応しながらも、実施するからには売上額アップという成果が得られるよう努力してもらいたい」との意見がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第 66 号平成 29 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

下水道課から、平成 28 年度決算に伴う繰越金及び予備費の減額補正を行ったとの説明がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、下水道課からは、議第 74 号平成 29 年度別府市公共下水道処理場及びポンプ場工事委託に関する協定の締結については、今年度から順次、終末処理場である中央浄化センターと市内 5 カ所の中継ポンプ場の更新工事と耐震・耐津波対策工事を行うに当たり、日本下水道事業団と工事委託の協定を締結しようとするものであり、契約金額は 4 億 2,480 万円、協定期間は、平成 29 年度から平成 30 年度末までとなっているとの説明がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会委員長・松川章三君登壇）

- 厚生環境教育委員会委員長（松川章三君） 去る 9 月 6 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 5 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

市民課関係では、マイナンバーカードに旧姓を記載するために必要な住民基本台帳システム等を改修するための委託料と、それに伴う国庫補助金を計上、障害福祉課関係では、市内 20 カ所の福祉避難所に簡易間仕切りやダンボールベッドなどを購入するための費用を、また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴いシステム改修の経費を計上している旨の説明がなされました。

次に、高齢者福祉課関係では、介護保険事業特別会計に対し介護保険給付費繰出金を計上、社会教育課関係では、昨年施工したコミュニティセンター浴場の工事に伴い芝居の湯を休業したため、指定管理者への休業補償金を計上、また、昨年 4 月の地震によって被害を受けた湯の花小屋を修復整備するための委託料を、国が予算確保できたため補正計上する旨の説明がなされました。しかし、この整備事業は、1 年間に実施できる棟数に限りがあるため、695 万 6,000 円を平成 30 年度に繰り越す旨の説明がなされました。

委員からは、休業補償する対象施設の範囲や、補償金額の算定方法などの質疑がなされ、当局からは、補償の対象となる施設は芝居の湯のみであること、また算定方法は過去の収入や支出の状況を参考に算定したとの回答がなされ、これを了といたしました。

採決におきましては、当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案

のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 64 号平成 29 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入として、平成 28 年度決算において発生した剰余金の繰越金を計上し、歳出では、平成 30 年度の国保広域化に伴い被保険者証と高齢受給者証を一体化するために必要なシステム改修の委託料を、また、基金積立金、精算返還金及び予備費の追加額を計上している旨の説明がなされました。

委員からは、不納欠損額が増加した理由や、滞納者に対する取り組み状況についてるる質疑がなされ、当局からは、年々収納率は上がっているが、今後も滞納者の実情に配慮した上で収納率の向上に努めたい旨の答弁がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 67 号平成 29 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、高額医療合算介護サービスの利用者が、当初の見込みを超過したことに伴う経費を、また平成 28 年度決算に伴う精算により、国・県からの交付金や、基金積立金の追加額などを計上している旨の説明がありました。

議第 68 号平成 29 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、平成 28 年度の決算において実質収支が黒字となったことにより、繰越金等の追加額を計上している旨の説明がありました。

採決におきましては、議第 67 号及び議第 68 号のいずれも、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

予算外の議案についてですが、議第 72 号別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、現在休館中の美術館が、旧大分県社会教育総合センター、通称「ニューライフプラザ」の位置に移転することに伴い、所在地の変更を行うため、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

委員からは、近隣には市民が利用する施設が複数あるため、利用者の駐車場の確保について質疑がなされ、当局からは、各施設と協議を行い駐車場の確保に努めたいとの答弁がなされ、これを了としました。

また、他の委員からは、以前からあった茶室や研修室を一般市民に利用させてほしい旨の要望がなされ、当局からは、今後は美術館となるため、どのような対応が可能であるか前向きに検討したいとの回答がなされました。

次に、議第 73 号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、内閣府令により関係法令規則の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

以上、予算外の 2 議案については、当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する、審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（総務企画消防委員会副委員長・阿部真一君登壇）

○総務企画消防委員会副委員長（阿部真一君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 3 件について、9 月 7 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 70 号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、番号法別表第2に基づく主務省令の改正により、条例別表第2に定める情報連携でやりとりする情報の一部を削除または追加するものであり、具体的には、生活保護法による事務等において、地域生活支援事業の実施に関する情報を情報連携により利用できるようにすることや、国民健康保険法による事務において、住民からの届け出がなくても、後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報を利用し、国民健康保険の資格喪失の確認ができるようにするための改正であること等の説明がなされました。

当委員会では、その説明を了とし、全員異議なく可決するべきものと決しました。

次に、議第69号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

当局より、現在、同センターが所在する土地につき、本市が大分県より譲与を受けた土地の一部を分筆したことに伴い、同センターの地番が変更されたため、条例を改正しようとする旨の説明がなされました。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決するべきものと決定したところであります。

続きまして、議第63号平成29年度別府市一般会計補正予算（第2号）財政課関係部分についてであります。

まず、歳入の繰越金の追加額3億9,055万7,000円については、平成28年度の一般会計において決算剰余金が5億9,055万7,562円発生したことに伴い計上する旨の説明が、また、歳出においては、財政調整基金積立金への積み立てとして、平成28年度決算に係る剰余金5億9,055万7,000円の2分の1となる2億9,527万9,000円を、さらに、別府市公共施設再編整備基金積立金にリサーチヒルの土地売払収入3,788万5,000円と、昨年度の土地売払収入2,543万7,000円を加えた6,332万2,000円を追加するとの説明がなされました。予備費においては、今回の補正額における歳入歳出予算差引額3,755万2,000円の歳入超過分に対し、同額を予備費に追加し調整する旨の説明がなされました。

これに対し委員から、別府市公共施設再編整備基金の現在の額は幾らかとの質疑がなされ、当局から、今回の補正額を含め今年度末で13億5,470万円程度の見込みとなるとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、同基金の積立計画に係る質疑に対し、当局は、最終的な目標額については、平成30年6月に完成予定の別府市公共施設保全実行計画の策定を鑑み定めていきたいとの答弁がなされた次第であります。

最後に、議第71号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、産業連携・協働プラットフォーム 通称B - b i z L I N Kの構築を目的とした一般社団法人を9月中に設立する予定としていることから、当該法人に職員を2名派遣するために条例を改正するものである旨の説明がなされました。

これに対し委員から、当該法人の形態についての説明が不十分であり、具体的な説明がなされていない現状では審査を行うことが非常に厳しく、条例提案するにはそれなりの理由を明確にすべきであるとし、設立される法人の組織、人材、事業内容及び財源について説明を求めました。

当局から、組織として理事を7名程度、また監事を3名程度配置する計画で、これらの人選については最終調整の段階に来ており、財源は、市の一般会計から基金で拠出する予定であるとの答弁がなされました。

委員からは、条例改正の詳細な意図がわからない状況では戸惑う部分もあり、議案を提案する前の早い段階で当該法人の規模や業務、ひいては次年度以降の財源の計画や説明がなされて、初めて可否を判断できるものであると意見が出されました。

また、別の委員からは、派遣する職員 2 名の人件費の負担について質疑がなされ、当局からは、基本給は市の職員人件費で負担することとし、諸手当等は法人に負担していただくとする答弁がなされた次第であります。

他の委員からも、法人の設立の目的や事業内容について説明不足は否めないとし、そもそも条例提案の時期と法人の設立時期が逆であるため、このような状況を招いているのではないかという厳しい意見・質疑の中、慎重に審査が進められました。

当委員会は、事業を行う担当部署と条例提案の部署が異なることの弊害によるものであると判断し、会議を一旦休憩して、担当部署の出席及び説明を求めるか協議を行いました。現時点では事業担当部署の十分な説明は期待できないのではないかとの結論に達しました。

このようなことから、当委員会は、後日改めて法人の概要等について具体的な説明を求めるとともに、当局から、事業担当部署と情報連携を図りながら議会に報告できるよう協議していきたい旨の答弁がなされたため、これを了承し、採決の結果、議第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。(拍手)

(予算決算特別委員会委員長・穴井宏二君登壇)

○予算決算特別委員会委員長(穴井宏二君) 予算決算特別委員会委員長報告をいたします。

去る 9 月 6 日、第 3 回市議会定例会本会議において付託を受けました議第 75 号平成 28 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 83 号平成 28 年度別府市水道事業決算の認定についてまでの計 9 議案について、審査いたしました経過並びに結果について御報告いたします。

本年の決算認定審査については、「予算審議と決算認定審査の循環性を図る」とともに、「審査意見を次年度の当初予算に反映させる」ことを目的に、9 月定例会において全議員による審査を実施いたしました。

9 月 13 日においては、執行部の全体説明を受けた後に、委員 5 名による総括審査を実施いたしました。また、9 月 14 日においては、委員 4 名による個別審査を実施し、9 月 20 日に採決を行ったところであります。

以上、議第 75 号から議第 83 号までの計 9 議案については、140 項目 66 事業の審査通告に基づき質疑をいたしました結果、一部の委員から反対の意思表示がなされましたが、次の意見を付して、認定すべきものと決定いたしました。

1 自主財源の確保について

人口減少・超高齢社会に伴い、自主財源である市税等は大幅な増収が見込めない現状にあり、地方交付税等の依存財源の確保も、より一層厳しいものになると考えられる。

また、本市において財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 6.0 ポイント上昇し、過去 12 年間で最も悪化の上昇率を示しており、財政構造の硬直化が加速している。今後も扶助費等の社会保障費の増加が見込まれる中で、行政サービスを維持するためには、安定した自主財源の確保が必要であり、市税等の徴収体制の一層の充実強化を図ることを求める。

また、安定した行財政運営を維持するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を国に強く求めていくことを要望する。

2 事業並びに施策の評価について

事業の評価においては、「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」により示されているが、成果が具体的に見えない状況にある。目標数値の設定や達成数値及び改善内容、所見等を具体的に示すことで、成果がより明確になるものとする。

また、市全体としての施策の成果をより明確にするために、部ごとの重点事業を選択し、

その成果を示すことを求める。また、部のマネジメント強化を図ることを求める。加えて、成果目標に達しない事業については、その必要性等を十分に分析し、中止・廃止を含めた計画変更等の改善を行い、予算の効率的な執行をすることを求める。

3 地方創生に対する取り組みについて

「まち」「ひと」「しごと」の創生を掲げた地方創生関連事業は、本市の経済基盤の底上げにとって必要不可欠であり、市税等の一般財源の確保にもつながる重点的かつ集中的に取り組む事業と考える。

しかし、起業家の育成・創業支援を目的とした「稼ぐ力」、4「B」i地域産業イノベーション事業については、その具体的な方向性が示されていないものと認識される。今後、事業の実施期間、内容及び目標数値等を明確にし、市民理解が得られるよう努めることを求める。

4 第4次行政改革推進計画について

健全な財政運営の確立において、行政改革推進計画は、途絶えることなく計画の策定と実施及び検証がなされるべきものとする。平成29年度に策定される第4次行政改革推進計画においては、平成30年度以降の予算編成に大きな影響を及ぼすものと考えられるため、その詳細を議会に説明することを求める。

また、事業・施策の評価を十分に行った上で、「選択と集中」の意思決定により、外部要因に左右されない財政構造の構築を求める。

5 職員人件費等について

行政に対するニーズは、その多様性が増しており、市民サービスに対する業務の専門性も求められている。自治体運営に支障を来すことのないよう人材の確保に努めることを求める。

また、外部に委託する業務と本来職員が行うべき業務の区分を明確にし、その業務を実施することが、職員の人材育成に資するものとする。加えて、職員の資質向上に資するよう研修費等の旅費の予算措置と適正な執行を行うことを求める。

6 生活習慣病予防に対する取り組みについて

「児童生徒生活習慣病予防検診」の血液検査項目にピロリ菌検査が追加され、陽性反応の生徒には、公費による除菌検査が受けられることとなった。この事業は、ピロリ菌による胃の病気、特に胃がんを予防することができる重要な事業と考える。

生活習慣病の予防は、医療費の抑制にも寄与するとともに、健康寿命を延伸する取り組みにも効果があるものと認識される。よって、受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の啓発を強化することを求める。

7 次年度（平成30年度）の予算編成等について

平成29年予算決算特別委員会（平成28年度決算認定審査）意見書を平成30年度の当初予算編成に反映することを要望する。

また、予算審議と決算審査の循環性を図るため、平成30年予算決算特別委員会（平成30年度当初予算審議・平成29年度決算認定審査）において、その取り組みについての報告を要望する。

以上7項目が、平成28年度決算認定審査議案に対する本委員会の意見であります。

最後に、平成28年に発生した熊本地震、平成29年の九州北部豪雨災害、台風18号被害等、大分県内外にとどまらず、予期せぬ自然災害が数多く発生しています。今後、災害対策や災害復旧等において、緊急的な財政支出が必要となる事案も想定しておかなければなりません。

市民が安心できる行政運営は、時代の変化に伴い発生するさまざまな課題に早急に対応できる、柔軟性のある財政運営が求められます。市民ニーズを的確に把握し、優先順位づ

けによる事業の取捨選択、さらには、総意と工夫により一層の効率化と徹底した節減・合理化に執行部一丸となった取り組みを切に望むものであります。

以上をもって、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(17番・平野文活君登壇)

○17番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第75号平成28年度一般会計決算、並びに議第81号平成28年度介護保険事業会計決算に対する反対討論を行います。

国との関係では、地方交付税が前年比約2億4,000万円、臨時財政対策債が約4億円、地方消費税交付金が約2億3,000万円、計8億7,500万円が前年度に比べて減額されました。このため、監査委員会の意見書「まとめ」でも指摘されているように、国の地方財政政策が大きく影響して経常収支比率の上昇、財政の硬直化が進んでいます。

また、平成28年度は、長野市政2年目の年です。長野市長が掲げる「稼ぐ力」づくりが具体的に進んでいるかどうかは、市政を評価する重要なポイントです。その点で市民総所得が全体としてふえている中で、自営業者は所得も納税者数も減っており、「稼ぐ力」づくりが進んでいるとは言えません。

決算審査の中でも指摘いたしました、4「B」i地域産業イノベーション事業に数千万円の予算をつぎ込みながら、掲げた目標にはほど遠い成果しか上がっていないことなどが象徴的であります。

個別の問題では、広域圏(衛生費)負担金4億7,193万円に反対です。

この内訳は、維持管理費3億1,117万5,000円と公債費(建設費の借金返済)1億6,075万4,000円ですが、入札で41億円も高い業者を選定した結果でもあり、また、固定価格買い取り制度による売電収入の上乗せ分の扱いや、燃やすごみを減らせば負担金は高くなるという契約の見直しがされておらず、市民の理解が得られない重い負担となっているからであります。

さらに、一部の同和団体に対する高過ぎる補助金、2団体合わせて510万8,000円についても反対いたします。

次に、議第81号平成28年度介護保険事業会計決算について反対です。

別府市は、全国に先駆けて平成27年度から要支援1・2の高齢者の訪問介護、通所介護を介護保険給付から外し、総合事業に移行しました。その結果、これまで受けていた入浴などの介護サービスが受けられなくなるなどの事態も起こっています。さらに、市の調査でも、単価の低い緩和型サービス・サービスAの導入により、訪問型の52事業所のうち24事業所が「利用者が減った」と回答し、17事業所が「従事者の賃金が減った」と回答しています。

高い保険料を年金から天引きしながら、いざ介護サービスを受けたいと思っても、さまざまな制約がある。その結果、介護保険会計では7億7,000万円もの基金を積み立てる結果になっています。全国的には、総合事業に移行してもサービスAなどの緩和型サービスは導入しないなどの措置をとっている自治体もあり、国の言いなりに率先して導入した別府市の介護保険会計決算には反対であることを表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、各常任委員会に付託された議案の採決を行います。

議第 63 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）から、議第 74 号平成 29 年度別府市公共下水道処理場及びポンプ場工事委託に関する協定の締結について、以上 12 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 12 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 12 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算決算特別委員会に付託された議案の採決を行います。

議第 75 号平成 28 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第 81 号平成 28 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀本博行君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、議第 76 号平成 28 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議第 80 号平成 28 年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、及び議第 82 号平成 28 年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに議第 83 号平成 28 年度別府市水道事業会計決算の認定について、以上 7 件に対する委員長の報告は、いずれも認定すべきものとの報告であります。以上 7 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上 7 件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、日程第 2 により、議第 96 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） ただいま上程されました議第 96 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）の概要について御説明いたします。

昨日 9 月 28 日に招集された第 194 回臨時国会において衆議院が解散され、来月 10 月 10 日公示、同月 22 日投開票の日程で、第 48 回衆議院議員総選挙が執行されることになりました。これに伴い一般会計補正予算 4,270 万円の増額を計上するものであります。

以上、議案について、その概要を御説明いたしました。何とぞ慎重審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質

疑を終結いたします。

上程中の議第 96 号については、会議規則第 37 条 3 項の規定により、委員会付託を省略することについて採決をいたします。

議第 96 号については、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 96 号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、採決を行います。上程中の議第 96 号平成 29 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 96 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 により、議第 84 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、及び議第 85 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 84 号及び議第 85 号は、本市教育委員会委員に、高橋護氏及び福島知克氏を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 84 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 84 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 85 号別府市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 85 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 4 により、議第 86 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議

会の同意を求めることについて、及び議第 87 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上 2 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 86 号及び議第 87 号は、本市固定資産評価審査委員会委員に、高橋靖氏及び菅雅幸氏を選任いたしたいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いをいたします。

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 86 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第 86 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 87 号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、議第 87 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 5 により、議第 88 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第 90 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上 3 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 88 号、議第 89 号及び議第 90 号は、人権擁護委員として、高尾加代子氏、安達美和子氏及び伊藤貞之氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 88 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 88 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 89 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 89 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 90 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 90 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 6 により、議第 91 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてから、議第 95 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてまで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 91 号から議第 95 号までの 5 件は、本市職員懲戒審査委員会委員に、市原隆生氏、松川章三氏、加藤信康氏、樫山隆士氏及び俣田浩治氏を任命したいので、地方自治法施行規程第 17 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第 91 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 91 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 92 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 92 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 93 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 93 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 94 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 94 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、上程中の議第 95 号別府市職員懲戒審査委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、議第 95 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 7 により、報告第 9 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてから、報告第 11 号市長専決処分についてまで、以上 3 件の報告が提出をされておりますので、当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） それでは、御報告いたします。

報告第 9 号及び報告第 10 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び各特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担率はなく、実質公債費比率は 2.2%で、早期健全化基準の範囲内にあります。また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第 11 号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

以上 3 件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（堀本博行君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第 8 により、議員提出議案第 7 号由布市に予定されている「(仮称) ボートレースチケットショップ由布」設置に反対する決議を上程議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

（19 番・野口哲男君登壇）

○19 番（野口哲男君） 議員提出議案第 7 号は、お手元に配付しております決議書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

由布市に予定されている「(仮称) ボートレースチケットショップ由布」設置に反対する決議

別府市に隣接する由布市挾間町七蔵司地区に設置予定のモーターボート競走の勝舟投票券の場外発売場「(仮称) ボートレースチケットショップ由布」(以下「場外舟券売り場」という)については、別府市が大分県に提出した意見書(平成29年3月10日付)において、場外舟券売り場に起因する地域社会に与える生活環境等への影響、設置のための開発行為による古賀原地区の水資源へ影響することへの懸念、本市の財政を支える競輪事業への重大な影響等、場外舟券売り場の設置に反対する明確な意思表示がなされている。

この問題について別府市議会は、平成26年第4回定例会の一般質問以来、重大な関心とともに大きな懸念を抱いてきたところであるが、別府市が表明した「反対する明確な意思」は、別府市民に十分に理解されるべきものであることから、別府市議会としてこれを尊重すべきとの総意により、設置に明確に反対することを決議する。

平成29年9月29日

大分県別府市議会

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9により、議員提出議案第8号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書、及び議員提出議案第9号地方財政の充実・強化を求める意見書、以上2件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(11番・荒金卓雄君登壇)

○11番(荒金卓雄君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関(WHO)は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則

つき規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
 - 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
 - 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
 - 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

大分県別府市議会

衆議院議長
参議院議長
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(堀本博行君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀本博行君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、議員提出議案第9号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・加藤信康君登壇)

○10番(加藤信康君) 議員提出議案第9号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難になっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改

革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。また、「骨太方針 2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を 2020 年度（平成 32 年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いなどを配慮しておらず、数値目標設定のみによる民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いなどを配慮しないまま経費を算定するものであり、見直しや再検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 29 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（堀本博行君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀本博行君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩をいたします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 29 分 再開

○副議長（三重忠昭君） 再開いたします。

先ほど、議長・堀本博行君から私宛てに議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三重忠昭君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。堀本博行君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三重忠昭君） 御異議なしと認めます。よって、堀本博行君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三重忠昭君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（三重忠昭君） ただいまの出席議員数は、25 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○副議長（三重忠昭君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三重忠昭君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長(三重忠昭君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

(投票)

○副議長(三重忠昭君) 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三重忠昭君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(三重忠昭君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番・安部一郎君及び7番・野上泰生君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○副議長(三重忠昭君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票25票。

無効投票0票。

有効投票中、

16番 黒木愛一郎君 23票

17番 平野文活君 2票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、7票であります。

よって、黒木愛一郎君が、議長に当選されました。(拍手)

ただいま、議長に当選されました黒木愛一郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選の旨を口頭をもって告知いたします。

ここで、新旧議長よりそれぞれ御挨拶をお願いいたします。

〔新旧議長挨拶〕

○旧議長(堀本博行君) それでは、退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

今から2年前の平成27年5月13日の改選後初の臨時議会で、第52代の市議会議長という大任をいただきました。おかげで、以来2年と半年余りでございましたけれども、皆様方のおかげで議長という大任を全うすることができました。心から感謝を申し上げたいと思います。

議員の皆様方、そして長野市長を初めとする執行部の皆様方、そして、議長である私を献身的に支えていただきました檜垣議会事務局長、挟間次長を初めとする議会事務局の職員の皆様方、この場をお借りして、改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、以来2年と半年間でございましたけれども、この間、私の念願でもございました議会の基本条例の制定を初めとして、対話集会の充実、それから定着化、さらには、直近では予算決算特別委員会の循環の定着化等々、議長としてさまざまな仕事をなし遂げることができた、このように自負をいたしております。そういった意味から、きょうは、2年半の議長生活を晴れ晴れと終える、こういった思いで、喜びでいっぱいでございます。

また、長野市政と同時に私も議長に就任をさせていただきました。長野市長におかれま

しても、若き青年市長ということで登場したわけではありますが、私も、市長に対するスタンスとしては是々非々、そしてまた一定の緊張感を保ちながら、こういったことを心がけながら、ある意味で長野・若い市長に対しては、私なりに後押しもしっかりとしてきたつもりでありますし、これからはしっかり後押しをしていきたい、このようにも思っているところでございます。

これから、さまざまな行政課題が長野市長の前に立ちまはさるうとは思いますが、恐れず、ひるまず、こういった思いで市民のために突き進んでいただきたい、このようにお願いを申し上げる次第でありますし、御期待も申し上げたい、このように思っております。

私は、個人的にはきょうから一議員に戻って市民生活の向上のため、そしてまた市民福祉の充実を目指して、一議員に戻ってこれからはしっかりとまた頑張り抜いてまいりたいことを心から決意を申し上げて、退任に当たっての私の挨拶といたしたいと思います。

長い間、皆さん本当にありがとうございました。(拍手)

○新議長（黒木愛一郎君） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の御推挙によりまして、別府市議会議長就任の栄誉をいただき、同時にその責任の重大さを感じているところでございます。

去る9月の台風18号により、県内地域は甚大な被害に見舞われました。心より御見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

別府市におきましては、幸い大きな被害もなく、実効性のある防災体制を確立するためのつながりを持っていかなければならないと思っております。

今後も、先輩議員のアドバイスを受け、また同僚議員また後輩議員の協力のもと、長野市長を初め執行部の皆様方とともに、微力ながら私なりに別府市をよくするために一生懸命努めさせていただき所存でございます。

どうか皆様方の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（三重忠昭君） 市長より御挨拶がありますので、お願いいたします。

〔市長挨拶〕

○市長（長野恭紘君） 行政を代表いたしまして、一言御礼とお喜びを申し上げます。

堀本・前市議会議長におかれましては、平成27年5月に開催されました別府市議会臨時会におきまして、市議会議長に就任されて以来、今日まで約2年半にわたり、先ほど議長もおっしゃったように、別府市議会基本条例の制定、この間に起きた熊本・大分地震、こういう際に震災復興へ御尽力をいただくなど、議会をリードしていただき、また議会の存在感を大きく示していただきました。別府市勢の発展と地域住民の福祉向上に多大なお力添えをいただきましたことに対し、行政を代表して厚く感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。今後とも別府市勢のさらなる飛躍・発展のために一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、ただいま、大多数の議員皆様方の御支持によりまして、新しい市議会議長に就任されました黒木愛一郎議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十分に生かしていただき、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上に引き続いてお力添えをいただきますようお願い申し上げます。お祝いの御挨拶とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。(拍手)

○副議長（三重忠昭君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午前 11 時 50 分 再開

○議長（黒木愛一郎君） 再開いたします。

次に、日程第 10 により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で平成 29 年第 3 回別府市議会定例会を閉会したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木愛一郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 29 年第 3 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 51 分 閉会